



(NO FENCE IN NORTH KOREA)

**NO FENCE**

E-mail: [nf-staff@netlive.ne.jp](mailto:nf-staff@netlive.ne.jp)

北朝鮮の強制収容所をなくすアクションの会「NO FENCE」

会報 かいほう / ノーフェンス

# NO FENCE

やさしい気持ち、人の痛みを感じる気持ち、誰もが本来持っているそういうものとわたしたちは出会いたい。

vol. **6**

2009年11月

〒102-0093 千代田区平河町1-5-7-203 TEL&FAX 03-3262-7473 <http://nofence.netlive.ne.jp> 【郵便振替口座】 NO FENCE / 00180-1-707147



## INDEX

- 総選挙前 各政党に質問書提出 ..... 2
- 強制収容所の実態／韓国政府の「報告書」 ..... 3
- 私たちは何をなすべきでないか..... 小沢木理...4
- 北朝鮮人権法（日本版） ..... 6
- 親金正日国際大会に「共同声明」 .....7
- 中国の強制収容所との比較 ..... 小川晴久... 8
- 強制収容所廃絶のための国際会議報告 - 小沼堅司...10



# 北朝鮮人権法

## 世界が声を上げるとき

- 12月10日 「世界人権デー」（1948年 国連の「世界人権宣言」が基盤）
- 12月 4日 ~10日 「人権週間(日本)」(「世界人権デー」が基盤)
- 12月10日 ~16日 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」  
(2006年日本版「北朝鮮人権法」が基盤)

news ☆金正日政権支持の大規模大会開催に「共同声明」！ 2009.10.14

☆各政党へ「北朝鮮強制収容所に関する質問書」を提出！ 2009.8.15

★日本政府は10.22 訪韓し、韓国に黄長燁 元朝鮮労働党 書記や金賢姫 元工作員の来日を要請。黄氏は前向発言。



# ☆各政党へ「北朝鮮強制収容所に関する質問書」を提出

2009年  
8月15日(土)

NO FENCEでは、総選挙を前にして、09年8月15日付けで、10の政党に質問書を送り、北朝鮮の強制収容所についての考え方を聞きました。〆切の8月27日までに、回答があったのは自由民主党と民主党、国民新党の三党でした。

質問を求めたNO FENCEの主旨と各党の回答は下記を、また「質問(設問)」は16頁をごらんください。

## I はじめに

### 1 当会NO FENCEとは

当会は、特定の思想や政党を支持する団体ではありません。偏に、人権・人道的見地から隣国北朝鮮の『強制収容所』をなくすために活動しています。こうしているうちに今も人の命がいとも簡単に殺されたり、殺されようとしている現実を一刻も早く終結させ、多くの(収容者は20万人以上と言われている)人々の命を救うことにあります。そのことがひいては、北朝鮮が抱える諸問題解決へ結びつく核心部分だということも確信しました。閉ざされた収容所の人たちに代わって、国内外に向けて強制収容所廃絶運動を呼びかけています。詳細活動は当会のホームページを参照下さい。

また、実態を知っていただくことなしには、砂上の空論になりかねませんので、まずは北朝鮮の『強制収容所』に関する証言集(本文3頁[参考文献]参照)を、ぜひお読みいただくよう広く呼びかけています。

### 2 当会NO FENCEの認識

#### 1)『強制収容所』の廃絶が、諸問題解決の鍵

北朝鮮と言えば、核開発問題、拉致問題、軍事的脅威論問題、脱北者問題等が日本や世界を悩ませています。しかし、そのどれをとっても、国連をはじめとする関係国が対話と圧力という手法を駆使しても一向にその解決の糸口が見えてきません。NO FENCEでは、強制収容所脱出者たちの証言などから、「北朝鮮に関する諸問題解決の最短距離は、『強制収容所』の解体、廃絶である」という結論に至りました。

#### 2)なぜ『強制収容所』が私たちと関係があるのか

現体制を支えさせられている、最下層の基盤を担わされている『強制収容所』について、その存在自体はあまり知られていません。その実態まではさらに多くの人が知りません。その存在を仮に知ったとしても、直接私たち日本人には関係ないと思う人が大半かもしれません。

しかし、複数の個別問題もその発生元はひとつです。その発生元を根底から維持し支えているのは、『強制収容所』の存在であることは明白でしょう。しかも、そこに捕らわれている人々は、理由にならない理由で無条件に強制収容され、想像を超える過酷労働と共に現実とは信じ難い制裁が行われています。中に誰が入っているかも分からず、文通も面会も差し入れもできません。さらに、そこに収容され殺された人々の中には、日本からの帰国事業という名の北朝鮮による事実上の詐欺・拉致による帰国者(日本人の伴侶も含む)が多かったという事実(脱出者証言)は、殆ど報道されることはありません。

蠅叩き制裁や個別交渉に終始するのではなく、現体制を維持させている、北朝鮮最大の恥部であり、人類への冒瀆でもあるこの北朝鮮の『強制収容所』に、日本を始め世界が注目をし、この問題を明るみに引きずり出すこと、つまり人権査察を求め続けることだと考えます。『強制収容所』の存在を世界の関心に晒されることは、巨大な見栄の塊の現政権にとって、最大の急所となることは間違いのないと思います。

何よりも、北朝鮮は世界人権宣言を具体化した国際人権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約 - 自由権規約)を1981年9月に批准しています。その第10条第1項に自由を奪われたすべての者(注:囚人のこと)は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われる。とあります。北朝鮮はこの条文を全く踏みにじています。そのような強制収容所は、北朝鮮が加入している国際人権規約の名において解体されなければなりません。

今迄本気で粗上に乗せられることがなかった『強制収容所』問題ですが、実はその存在こそが、現体制を支える根っこにあったとすれば、まさに、最優先課題として取り組むべき喫緊の問題だと考えます。

しかも、その存在が衛星写真で、誰にも手にとるように見ることが出来るのですから。体験者の証言も書籍になっており、体験者の生の証言も聞く機会もあります。これ以上、手を拱いていていいのでしょうか。膠着した北朝鮮問題解決の糸口として、『強制収容所』の解体、廃絶に向けて世論が声を上げることは大きな力となるに違いないと思います。

#### 3)人権・人道問題の無視、軽視は人類の危機に

日本の戦時下での補償問題の解決と、北朝鮮の『強制収容所』問題の解決は、対立する関係、或は交換条件にする問題だと全く思えません。

共に重要であることは論を待ちません。ただ、北朝鮮の『強制収容所』では、今も現在進行形でなぶり殺しにされている多くの人々(老若男女やそこで生まれ殺される子も)がいるということです。毎日が、飢えや過酷労働、制裁、処刑などの恐怖の中において、そこから一生出られず殺されていく人たちが今なおいるということです。それでも日本は戦後補償の完済が先で、北朝鮮の現政権による人類の冒瀆は放置し、無視するしかないと言うのでしょうか。そういう発想でも、真の人権・人道の道語っていると言うのでしょうか。条件や建前を矛に目の前に起こっているいのちと人権が残酷な目に会っていることを無視することは、あまねく人類の危機に通じると思えます。

[※日本における「北朝鮮人権法」(略称)は拉致問題以外にその他の人権侵害を盛り込んだ民主党案が提案され、自民党は拉致問題と北朝鮮圧力が主眼だったが、最終的に自民党案もそれを受入れることで法案が可決した。(法案/6頁参照)]

## 各党の回答結果

民主・自民両党の回答はほぼ似通ったものでした。ただ、自由記載のところ、民主党だけ書込み(以下後半参照)がありました。

また、国民新党からは、丁寧なお手紙を頂き誠意を感じましたが、実際にはこの問題には未着手、または党として合意がなされていないことが分かりました。

社会民主党・共産党・公明党等は無回答。

《質問の1~6迄の回答は、民主・自民両党共ほぼ以下のようです。》

- 1)党内で、北朝鮮の『強制収容所』問題について今迄に話し合う機会は？  
“少しはあった”
- 2)党として、北朝鮮の『強制収容所』問題をどう捉えている？  
“重要課題だと思ふ”
- 3)北朝鮮の『強制収容所』問題についてなにか取り組む予定は？  
“積極的に検討したい。”
- 4)超党派で北朝鮮の『強制収容所』問題を考える会が出来たら？  
“関心がある。”
- 5)北朝鮮の『強制収容所』廃絶は、北朝鮮が抱える諸問題解決の鍵だと？  
“ある程度理解出来る。又はそう思う。”
- 6)北朝鮮の人権問題の改善のために、ひいては拉致や核問題等の解決のために人権侵害の元凶である『強制収容所』廃絶に向けての取組む考えは？  
“検討する”

《民主党の自由記載欄》

「民主党は、ご指摘の「拉致問題その他北朝鮮当局に寄る人権侵害問題への対処に関する法律」※については、その元とった「北朝鮮に係る人権侵害の救済に関する法律案」を与党に先駆け提出した経緯があります。与党がその後、同趣旨の法案を提出し、与野党協議の結果、修正の上、上記法律の制定に至ったものです。

そもそも、民主党案のベースになったのは、北朝鮮に人権状況に関する国連総会決議を踏まえ、北朝鮮当局による人権真が問題への対処が国際社会の課題となっていた状況を踏まえたもので、こうした法的枠組みの構築が北朝鮮当局による人権侵害問題の実態解明及び抑止につながることを期待したものです。

ご質問に対しても、これまでの取組みを踏まえて検討いたします。」

The latest news

<東亜日報記事 / OCTOBER 17, 2009 より転載>

北朝鮮が、平安南道价川(ピョンアンナムド、ケチョン)を含め6つの政治犯収容所を運営し、政治犯約15万4000人を収容していることが明らかになった。このような事実は、韓国政府が16日、国会外交通商統一委員会所属の尹相炫(ユン・サンヒョン)ハンナラ党議員に提出した報告書「北朝鮮の政治犯収容所現況」で確認された。北朝鮮の代表的な人権蹂躪地域とされている政治犯収容所の詳細について、韓国政府として確認したのは初めて。政府は、北朝鮮の政治犯収容所の実態について05年以前から把握していたが、南北関係の悪化などを憂慮して公開しなかった。政府が明らかにした収容所の位置と現在の収容人数は、

- △平安南道价川(14号)1万5000人収容、
- △咸鏡南道耀徳(ハムギョンナムド・ヨドク=15号)5万人、
- △咸鏡北道化城(ハムギョンプクト・ファソン=16号)1万5000人、
- △平安南道北倉(プクチャン=18号)1万9000人、
- △咸鏡北道会寧(フェリョン=22号)5万人、
- △咸鏡北道清津(チョンジン=25号)5000人。

収容所は番号とともに管理所と呼ばれている。平安南道价川 収容所を「14管理所」と呼ぶ形だ。このうち耀徳収容所は、一定期間を経て審査後に出所できる「革命化区域」と、死ぬまで終身収容される「完全統制区域」とに分離運営されている。その他の5カ所は、すべて終身収監施設だ。

北朝鮮は00年まで、計10の政治犯収容所を運用していたが、△平安北道天摩(ピョンアンプクト、チョン マ=11号)、△咸鏡南道端川(タンチョン=21号)、△咸鏡南道德城(トクソン=23号)、△慈江道東新(チャガンド・トンシン=24号)の4カ所を閉鎖したと、政府は明らかにした。

政治犯は主に、権力闘争で追い出された上層部や反体制者、脱北者などが、金日成(キム・イルソン)、金正日(キム・ジョンイル)親子を侮辱したり単なる失言をした一般住民も多く含まれていると政府は把握している。収監の手続きは、国家安全保衛部が主管し、裁判なしで命令によって連行される。一般住民の場合、情報員の届け出で反動分子を探し出すという。肃清対象となった党幹部に対しては、虚偽の事実を流布して世論を操作し、保衛部の調べを受けて収容所に連行する。収容所内では、基本的な生存権が脅かされるほど人権侵害が深刻だと把握されている。収監された政治犯は、1日10時間以上の強制労働に動員され、医療行為をまったく受けられず、1日平均100~200グラムの食事が与えられる。食糧配給制を実施する北朝鮮の0才から4才の配給基準が234グラムであることを考えれば、生存そのものが危ぶまれる水準だ。脱走を図った政治犯は、すべての服役者が集まった中で公開処刑され、女性に対する強姦も頻繁に行われていると、報告書は明らかにした。

ハンナラ党は、盧武鉉(ノ・ムヒョン)政府時代の06年5月、「北朝鮮の人権問題解決に向けて、政治犯収容所に関する情報を公開してほしい」と情報公開を公式要請したが、国家情報院はこれを断った。尹議員は、「北朝鮮の政治犯収容所は最悪の収容施設であり、精神的な拷問の手段だ。これを解体させることが、国際社会が至急解決すべき北朝鮮問題の核心だ」と主張した。



北朝鮮 全国6つの強制収容所に政治犯15万4千人

韓国政府の報告書で確認

北朝鮮の政治犯収容所を解体させることが、国際社会が至急解決すべき北朝鮮問題の核心

# 私たちは何をなすべきでないか 何をすべきか



小沢木理

## 何がいいことで、何がいけないことか

時の国家権力によって、理不尽にも民衆が苦しめられていることを知った時、私たちは何をすべきでないのか。逆に、では一体何がいいことなのか。人間としてどういう態度でいることが、そこで苦しめられている人たちを救うことができると思うのか。

北朝鮮が抱える人権問題に、私たち、厳密には、日本または国によって発言制限が加えられるべきなのか。仮に日本に住む者でも、その国籍によってまた違うのか。日本の場合、北朝鮮への償いが終わっていないという理由で、全て見て見ぬふり知って知らぬふりすべきなのだろうか。日本国籍でない者の場合はどうなのだろうか。強制収容所体験者の発言もやはり封じるべきだというのだろうか。

北朝鮮国内の人権侵害の実態を広く知らせることは、越権行為だという。人権侵害が行われていることを知っても一切寡黙で通すことは、その国の民衆のいのちを見捨てることにつながる。

金正日を刺激せず現体制を維持することだけを守れば、その国の民衆は人間として開放されるのか。その国の民衆のいのちを救うことになるのか。

それとも、金正日体制の維持を優先するその協力こそが国として、人間として信頼に値する態度であって、その国の民衆の生命と人権を回復させる必要は無いという意味なのか。

北朝鮮内の人々に生きる権利を保障するために、何をすべきでないのか、何がいいことなのか、人権思想家と称される方々に教えてもらいたいのだ。

## 様々な試み方があります

■09年 9月5日 NHKのニュースによると、

国連人権理事会のムンタボン特別報告官がまとめた年次報告書は、まず、北朝鮮が日本や韓国を含む10以上の国の市民をスパイ行為などの目的のために拉致し、その多くが未解決のまま今に至っているとして、北朝鮮当局に対して「透明性と責任をもって、実効性のある対応を求める」としています。また、北朝鮮では食糧不足で困窮している人々が870万人に上るにもかかわらず、北朝鮮政府がことしに入ってアメリカによる食糧支援を拒否したことなどにより「絶望的な」状況に陥っていると指摘しています。報告書はさらに、北朝鮮では公開処刑が頻繁に行われているほか、拷問や強制労働なども広く実施されており、「市民は恐怖の中で暮らしを余儀なくされている」としています。報告書は、北朝鮮による人権侵害は「広範、組織的で忌まわしく」国際的な平和と安全を脅かしていると結論づけ、北朝鮮政府に対して問題の解決を要求するとともに、安全保障理事会に対しても何らかの対策をとるよう求めています。



The Human Rights Council (PHOTO: OHCHR)

■このニュースの二ヶ月前の7月

韓国では大規模な市民団体による「反人道犯罪調査委員会」の創立集会が行われ、その記者会見で、『声明書』が発表されました。弁護士グループを含む約50近くにのぼる団体で構成されている「反人道犯罪調査委員会」の「声明書」では、『金正日を国際刑事裁判所に！ 北朝鮮住民に自由を！』と訴えています。

■また、日本でも

今年12月7日と9日にジュネーブの国連人権理事会が行う\*URP(国連全加盟国の人権状況を定期的に審査する手続)の審査で北朝鮮が粗上に乗ることが分かり、日本国内にある複数の団体(NO FENCEもその一員)が、NGOとして現地でするロビー活動を計画しています。

そもそも2006年に設置された47カ国からなる人権理事会は、その前身である人権委員会(53カ国構成)が、その構成国の資質や決議内容などに恣意性や政治的考慮が介入するという批判の高まりへの改革として、また国連の人権問題への対処能力強化のために作られたものです。

その人権理事会のURPには多くの期待が集まっているものの、人的財政的コスト対応が不十分で、なおかつ審査基準や細目の対応方法が未定であるという情報(2006年の当時)もあり、今もってその実行は容易ではないという推測も流れています。

そのほか、人権状況の改善を目的とする人権保障制度には、「1235手続き」や、「1503手続き」※とがあり、大規模な人権侵害を特定し、その改善に向けて国連が取るべき措置を決定することが最終目的としています。この制度運用が人権理事会に引き継がれどのように活かされているかは、把握できていません。

以下に「1503手続き」に関連する情報が掲載されています。ぜひ英語に精通している方のご協力が待たれます。

※1503苦情処理手続き

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/chr/complaints.htm>  
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/chr/special/communications.htm>  
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/petitions/index.htm>

1, 公開審議・調査手続(1235手続) 1967年～

全ての国の人権侵害問題について毎年審議, 検討する。委員会が受けた通報を審議する。徹底的研究をおこない、勧告を付して経済社会理事会に報告する。特別報告者が長期間監視している国もある。国際世論を背景に、公開審議により各国に圧力を掛け、最終的には事態の改善を促し、強く非難を表明するなどの議長声明・決議採択がだされる。

2, 非公開通報審査手続(1503手続) 1970年～

個人やNGOからの通報を情報源にして、ある国の大規模人権侵害を非公開で審査, その改善に向けた国連の採るべき措置を決定しようという制度で、政治的要素が少ない。1995年、日本の従軍慰安婦問題を名指して指摘。

■昨年来、NO FENCEではひとつに、ICC(国際刑事裁判所)に金正日を訴える目標を掲げてきましたが、ICCに管轄権がある対象国は、締約国となっており、締約国でない北朝鮮は対象から外れます。ただ、全く可能性が無いわけではなく、「国連の安保理が国連憲章7章(「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」)に基づいて行動し、付託した場合は、行使できるとしています。

(ちなみに、今年09年3月、ICCの判事として最高得点で選任され世界から大きな期待を受けていた日本の齋賀富美子判事が就任後間もない4月、急病のためハーグで亡くなりました。)

## 複数のスタートライン

### 米国版：2004年北朝鮮人権法 (2004年10月成立)

米国議会の上下院を満場一致で通過、同年10月に大統領ジョージ・ブッシュが署名して発効した法律。

「基本的人権の尊重と保護」を求め、(1)日本人や韓国人の拉致問題の解決など北朝鮮の人権状況が改善されない限り、アメリカから北朝鮮への人道支援以外の援助を禁止する、(2)北朝鮮と人権問題を協議する大統領特使のポストを新設する、(3)北朝鮮からアメリカへの亡命者に門戸を開く、(4)北朝鮮人の人権状況改善に向けて脱北者の保護や支援活動にあたる団体・個人に対して資金援助を行う、(5)北朝鮮向けのラジオ放送を1日12時間まで増大する、といった幅広い内容となっています。同法は北朝鮮の日本人拉致問題や政治犯拘束、帰還脱出者の処刑、強制労働などを「独裁政権下での多くの深刻な人権蹂躪」と認定しています。

### 国連総会、北朝鮮人権非難決議初採択 (2005年12月採択)

報道によると、『国連総会本会議で、北朝鮮を名指して非難する決議案が採択されたのは初めて。決議に法的拘束力はないが、北朝鮮の人権状況改善や拉致問題解決を求める国際社会の意思を示す形となった。

決議は北朝鮮での「組織的、広範で、重大な人権侵害」が継続的に報じられていることへの懸念を表明。「強制的失踪という形の外国人拉致に関する未解決の諸問題」や強制収容所の存在、外国から送還された北朝鮮脱出住民への虐待などを問題点として挙げている。採決で、中国とロシアは反対、韓国は棄権(前04年は賛成)した。決議案は欧州連合(EU)が策定、日本や米国などが共同提案国となった。

EU提案の北朝鮮人権非難決議は、ジュネーブの国連人権委員会(53カ国構成で、人権理事会の前身)で2003年から3年連続で採択されているが、事態が改善されていないとして、EUは全191か国が集まる国連総会に提出、本会議に送られていた。

EUは2001年に北朝鮮と外交関係を樹立後、「人権対話」を始めたが、進展がなく、態度を硬化。これに拉致問題を抱える日本や北朝鮮の人権状況を問題視する米国が共同提案国として加わった。北朝鮮は国連人権委員会の特別報告者の入国を認めず、調査を拒否している。(05年12月17日読売)



## 日本版：北朝鮮人権法 (2006年6月施行)

一方、北朝鮮だけに関連した人権法が、日本にもあることを知る人はそう多くはないのではないのでしょうか。

この法律案成立の経緯は、民主党が日本人拉致事件の早期解決などととも、「脱北者支援」を明記し、北朝鮮に人権状況の改善を促す「北朝鮮人権法案」を国会に提出。

それに対し自民、公明の与党は「脱北者」を含まない拉致問題に重点を置く法案を提出しましたが、拉致事件を人権問題として法的に位置付け、同法案には真相究明を求める条項も盛り込むことで両党が合意、法案がまとまりました。

最終的に、脱北した日本人妻や元在日朝鮮人らの日本への受け入れや日本での生活支援、在外公館での脱北者保護を義務化する内容となりました。共産党は、「脱北者」問題の言及は内政への介入となるとし、法案に反対。社会民主党も反対しました。

この「北朝鮮人権法(通称)」は、拉致問題の解決にとっても、北朝鮮当局による人権侵害そのものの解決が欠かれないという認識が示され、05年の国連総会決議の提案国としての整合性からも、国の責務を明確にするものとなりました。

**私たちは、何をなすべきでないのか  
何をすべきか、“沈黙”は本当に人道的か、  
それでいのちが救えるのか、を考えたい。**

### 無関心が、あらゆる不運への引き金に

国家が権力を行使し、疾走する可能性はいつでもどこにもある。それは決して過去だけのものではなく、その引き金は常に私たち民衆の側にあり、無関心というあまりに平凡な日常にある。生命が脅かされるような事態が訪れた時、その時民衆はあまりに無力で権力の餌食になるしかない。そういうパターンは日本だけでなく世界中で繰り返されてきた。

地球環境が末期的症状に陥って、やっと重い腰を上げ出した世界。見て見ぬふり知らぬふりでは自分たちの生存自体が危ういといった、避けることのできない問題を突きつけられた。そこでやっと、地球規模の環境破壊を食い止めるために自分が行動しなければならぬと個人が、世界が思い立った。

人間も自然環境の一部です。人間は人間で、互いに影響しあって生きています。一方で、人のいのちが奪われ人権が侵害され続けている状態がありながら、同じひとつの星に住む住民に影響が無いわけはありません。地球丸ごと、地球を取り囲む環境まるごと、運命共同体です。空気も水も、食物も資源も、人々のくらしも生態系の一環として私たちは共有しています。

その共有財産は、世界の平和によって守られます。暴走する国家権力によって苦しめられている民衆の存在は、同情や憐憫ではなく、自分たちに直結する深刻な問題として捉えられなければならない問題なのです。自分には直接関係ないと思っけていても、いろいろな形で私たちの生活に影響を及ぼします。それはどの国の紛争の場合も同じです。

しかし残念ながら、北朝鮮国内で苦しめられている人々に対し、遠巻きに眺めることはあっても「何とかしなければ」と本気で思ってくれる人はなかなかいません。かといって武力攻撃等への恐怖に翻弄されるのは、むしろ新たなワナに落ち込みます。

その解決のためには、平和的勝利が必要です。それを指す多くの人々の想いと協力が必要です。

今、国内外の市民団体などが、それぞれ国際的解決方法を目指して動き出しました。ひとりひとりが地球人権委員 なのです。

## 北朝鮮人権法 (衆第38号)

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への  
対処に関する法律案 (衆第38号)

### 【要旨】

本法律案は、2005年12月16日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、この問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致問題を解決するため、最大限の努力をするものとする。
- 二、政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をするものとする。
- 三、政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。
- 四、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、前記三の問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。
- 五、12月10日から同月16日までを、北朝鮮人権侵害問題啓発週間とする。国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。
- 六、政府は、毎年、国会に、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。
- 七、政府は、拉致被害者、脱北者(北朝鮮を脱出した者であって、人道的見地から保護及び支援が必要であると認められるものをいう。)その他北朝鮮当局による人権侵害の被害者に対する適切な施策を講ずるため、外国政府又は国際機関との情報の交換、国際捜査共助その他国際的な連携の強化に努めるとともに、これらの者に対する支援等の活動を行う国内外の民間団体との密接な連携の確保に努めるものとする。
- 八、政府は、脱北者の保護及び支援に関し、施策を講ずるよう努めるものとする。
- 九、政府は、前記七の民間団体に対し、必要に応じ、情報の提供、財政上の配慮その他の支援を行うよう努めるものとする。
- 十、政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による日本国民に対する重大な人権侵害状況について改善が図られていないと認めるときは、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する国際的動向等を総合的に勘案し、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法の規定による措置、外国為替及び外国貿易法の規定による措置その他の北朝鮮当局による日本国民に対する人権侵害の抑止のため必要な措置を講ずるものとする。
- 十一、この法律は、公布の日から施行する。

(「北朝鮮人権法」中の文字の色は編集者が入れたもの)

(共同声明)

## 10/16東京親金正日国際大会に強く反対します

10月16日、東京の中心地で金正日政権の統一政策を支持する千人規模の国際大会が開催されるといわれています。朝鮮総連など日本国内親北団体が同大会のため財政負担と参加者動員を担っているそうです。私たちはこの大会開催を黙って見ていくことはできません。

金正日政権は多数の拉致被害者の中でわずか5人を返したのみで、「拉致問題は解決済み」と開き直っています。そしてちょうど半世紀前に始まった「在日朝鮮人帰国事業」により北朝鮮に渡った在日朝鮮人・日本人配偶者らはいまでも地獄の苦しみを受けています。さらに政治犯収容所に象徴され、また、国連人権理事会でも指摘、批難されている北朝鮮内での人権弾圧も全く改善されていません。多くの脱北者の人権も侵害され続けています。それらの問題の解決を全く無視しつつける金正日政権を支持する大会が我が国の首都で公然と開かれようとしているのです。

朝鮮総連など同大会開催の準備をしている在日朝鮮・韓国人に強く訴えます。同胞である皆さんこそが、まず金正日政権に対して拉致、帰国者、難民、北朝鮮内の人権問題を解決せよとの声をあげるべきではありませんか。多くの国の拉致被害者と北朝鮮人民を独裁政権のくびきから解放するためにあなたたちが声をあげるべきではありませんか。

この大会に参加したり、またはメッセージを送る日本の政治家、学者、ジャーナリストの皆さん。このようなときに行われる皆さんの行動に強く抗議するものです。私たちは皆さんの行動を決して忘れることはないでしょう。

私たちは10月16日に東京で開催される予定の、金正日政権の統一政策を支持する国際大会に強く反対します。また、このような動きを軽視することなく、拉致被害者の救出、帰国者及び北朝鮮民衆、そして脱北者の人権を守るため、さらに行動を強めていくことを誓います。

2009(平成21)年10月13日

北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会代表 三浦小太郎  
 北朝鮮難民救援基金理事長 加藤 博  
 北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表 飯塚繁雄  
 北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会会長 藤野義昭  
 特定失踪者問題調査会代表 荒木和博  
 NO FENCE(北朝鮮強制収容所をなくすアクションの会)共同代表 砂川昌順、小沢木理  
 (50音順)



北朝鮮問題に取り組む一市民団体から、左記主旨の共同声明発表に参加の求めがあった。

だが複数の団体が、共同で活動する場合、その合意形成作業が簡単ではない。また、各々主体が異なるので、目指したい方向性は同じでも、その手法には様々な考え方があがる。

今回の共同声明文案で最終的に落着く迄も、容易ではなかった。第一、表題の“反対する”の文言にも「集会の自由があるではないか」という意見も当然だし、第一そんな権限もない。逆にそんなことを言われたら、こちらも立腹する。

ただ、無言で徹すこともできない理由があった。親金正日10・16集会の実情を知ってしまうと、止めさせることはできなくても、「止めろよ!」とどうしても言わずにおれなかった。

結局、親金正日10・16集会の当日は、開催される会場前に集まれる人が集まり、訴えたいスローガンを掲げサイレント抗議をした。周辺地区への配慮がその理由だが、当事者に伝わるのでなく社会の反感を買うので、逆効果。今回はこれでよかったのだと思う。

## 親北勢力の基盤強化はNO!

### 沈黙

### できなかった理由

北朝鮮を取り巻くあらゆる問題の正常化(解決)を、誰もが強く願っている。しかし、対話の類いで交渉できる相手でないから諸問題の正常化ができず膠着したままなのだ。どうやったら、少しでもその膠着状態をほぐすことができるかに日本をはじめ世界の国々が腐心している。

国民の疲弊、国家の疲弊は崖っぷちにありながら、まだ自国民を飢えさせ抹殺行為を平然と行っている。そういう国に単純にこちらが妥協や譲歩を含め胸襟を開いても動かない。圧力で追いつめられると、自爆を伴う他害行為も辞さない覚悟さえちらつく。北朝鮮が要求するのはお金と物資だけだ。

経済支援を再開せよ! 融和政策を再開せよ!という声に、北朝鮮から脱北してきた人たちがなぜ「それは違う」「そんなことしたらダメだ!」と必死に言うのだろう。誰よりも飢えや生きるための苦しみを強いられてきた彼らが、そう言うのだ。家族を残してきている人もいる。そんな考えられないような大きな代償を払ってまで、そう言わなければ救うことのできない現実があることを我々は深く受け止めなければならない。

「今迄、外国からの援助を自分たちは口にしたことはない。金正日に渡したら、もうその食料は人民の口には入らない。さらにその援助は金正日の軍事体制や核開発のために使われ、現体制を強化するためだけに使われ、結果、さらに国民に対する人権侵害が強まる」と言う。決して国民には届かない。「これ以上、現体制を肥やし、金正日体制を強化をさせないでくれ」と言う。

一方韓国では祖国統一のために、金大中、盧武鉉政権下の南北合意(6・15宣言、10・4宣言)を履行すべきだ、という意見もある。しかしその宣言の当事国は、ミサイル発射や核実験などを行い、自国民を痛めつけ、他国民をさらうなど人道に反する行為を認め、是正する気は毛頭ない。何百万の人民のいのちを奪って平気な金正日の手と握手するということは、現体制そのものを受け入れることであり、そこに人民に届く平和的統一など存在しないであろう。これら宣言自体に批判がある。

今回東京で開かれた10・16の親北大会は、このような金正日という非人道的指導者を美化し、祭り上げ、現体制を護持しつつけようとする朝鮮総連と在日韓国民民主統一連合が主催した。朝鮮総連は朝鮮労働党指導下にあり、韓統連も韓国の金日成・金正日体制賛美の親北団体であるという。やはり、沈黙出来なかった。(MO)

【北朝鮮強制収容所の基礎知識】 <5>

## 中国の強制収容所との比較

小川 晴久 ※

中国に労働改造所という強制収容所が存在することを知ったのは、ハリー・ウー著『ビター・ウィンズ』(NHK出版、1995年)、同『労改(ラオカイ)』(TBSブリタニカ、1996年)を介してであった。

ハリー・ウー氏は1937年生まれ。中国名は呉弘達。上海の銀行家の家に生まれ、1960年から19年間(20代初から40代初まで)労働改造所に入れられ、文化大革命が終了したので社会に生還することができた。手記を読むと三度位死んでいてもおかしくない奇跡的な生還であった。1956年から57年にかけて進められた反右派闘争で、学校の教師が沢山労働改造所に入れられ、インテリがひもじさの故に食べることにしか興味を示さない動物と化していく様が残酷な印象として今も消えない。労働を通じて思想を変えるという目的が、収容所内で十分食糧を提供しないため、人間の精神を駄目にしていく労働改造所の本質がよくわかった。

ハリー・ウーの父親は息子が中国で生活できないと考え、アメリカに渡らせる。ハリー・ウーと名を改めた彼は、失われた20年を取り戻すべく新しい生活を始めようとしたが、労働収容所で死んだ仲間や今も囚われている仲間の声が耳から離れず、アメリカで中国の労働改造所を廃止する活動始める。上記両書はその記録である。

実は上記両書を私が読むのは1999年であった。1999年12月初めソウルで北朝鮮強制収容所・人権問題国際会議が始めて開かれたとき、ハリー・ウー氏は証言者として招かれ、私もそこで彼と始めて出会った。ソウルからの帰り、東京に立ち寄ってもらい日本でも証言をお願いした。

それから8年経った。その間私の中では中国の労働改造所は次のようなディレンマを持ち続けた。“確かに中国の労働改造所は強制収容所である。しかし外部と文通もでき、面会も差し入れもできる。それが一切許されていない北朝鮮の収容所が、せめて中国の労改並みになってくれるといいのだが。しかしハリー・ウー氏がこれを聞いたなら、私は張り倒されるだろうな……”

昨年春日本の新聞で中国の全国人民代表大会(全人代)で労改収容者を裁判で決めよという要求が出ていることを知って驚喜した。中国の民主化は着実に進んでいる。労働改造所が普通の刑務所になったら、北朝鮮の強制収容所も改善されていくに違いないと。

それから1年半経った。何の報道もない。先日あるひらめきからインターネットでハリー・ウー氏たちの活動を調べてみた。

労改基金会(Laogai Research Foundation)という団体が1992年から活動が続けており、『Laogai Handbook 労改手冊2007-2008』が出ていることが分かった。その前書きやアムネスティ本部の報告書、その他の参考文献で分かったことを以下に記したい。

※オガワハルヒサ 二松学舎大教授・東大名誉教授(東アジア思想史)

- 一、 ハリー・ウー氏たちの告発で、中国政府は1994年労働改造所の名称を監獄に変え、従来からあった監獄に名称だけ統合した。しかし実態は何も変わっていない。ハリー・ウー氏たちは労改、または労改監獄として全廃を求めて闘っている。
- 二、 労改は全国に1千箇所余もあり、二つの名称を持つ。生産工場と監獄である。そこでの生産労働は強制であり、無償であり、長時間である。
- 三、 労改(監獄)の他に労働教養所(労教)がある。収容期間は3年以下で“労働による再教育”施設で、収容者と収容期間は行政当局(警察)が決める。起訴も裁判も再審もない、警察によって科されるこれらの懲罰的行政拘禁に対して国内外から即時廃止の声が挙がっている。アムネスティ本部も強く中国当局に要求している。

四、 1991年、1994年と中国政府も人権白書を提出し、徐々に改善を図っているが、国の生存権(国権)が人権に優先し、労働を通じて収容者を更正させるという発想は「改革・開放」以後も変わっていない。しかし矛盾は深まっている。

主要なところは以上の4点であるが、若干コメントを付したい。なぜ中国の強制収容所問題と比較をするのかに答えるためでもある。

(一) 中国の強制収容所である労働改造所問題は全く解決されていない。労働改造所または労改(ラオガイ)と言う名称は今後も使うべきである(労改監獄とすれば、中国当局も否定できないであろう)。労改基金会の労改手冊(Laogai Hand book)では8つの施設が告発されている。

- (1) 労改
- (2) 労働教養所
- (3) 強制就業所(農場)
- (4) 拘留所
- (5) 送還用施設
- (6) 保護観察所
- (7) 少年犯罪収容所
- (8) 精神病院

(二) 北朝鮮の強制収容所(管理所)は申東赫氏が収容所で生まれたことで分かるように、今や働かせて殺していく生産工場化している。収容者を行政が決め、強制労働に付すと言う点では労改、労教と何ら変わらない。ここに北朝鮮と中国の強制収容所問題の共通性がある。中国政府が北朝鮮の強制収容所問題の改善に何の努力もしていないことがよくわかる。

(三) しかし、北朝鮮の強制収容所と中国の労改、労教の違いは、血縁的連座制、外部との完全遮断(文通・面会・差し入れ不許可)の有無である。北朝鮮の強制収容所問題の酷(ひど)さはここにある。この点を中国の友人や中国政府に事あるごとに知らせる必要がある。

(四) 労改基金会の1992年来の強力な運動、国際基準の人権を中国内で実現すべく闘っている人々の努力に注意を払い、その成果を北朝鮮の強制収容所問題解決に生かしていけるよう、私たちは連帯をしていかなければならない。労改手冊の前書き部分の日本語訳がなければ、我々が率先して果たしていく必要がある。



# 強制収容所廃絶のための国際会議報告

08.12.7スピーチより／小沼堅司\*

オヌマケンジ

昨年12月、NO FENCE 主催「北朝鮮強制収容所廃絶のための東京国際会議」で、小沼氏は北朝鮮の人権人道の罪に対する世界の声をふたつ報告した。これはその時の講演内容。(編集子)

私に与えられた課題は、強制収容所を始めとする北朝鮮の人権侵害に対する国際社会の批判・抗議の動きを報告することですが、時間と能力の制約から次の二つの著書を要約して紹介することに限定したいと存じます。

## ■ふたつの著書

(1) Christian Solidarity Worldwide, NORTH KOREA: A CASE TO ANSWER- A CALL TO ACT The urgent need to respond to mass killings, arbitrary imprisonment, torture and related international crimes, 2007. (「北朝鮮における大量殺害、恣意的投獄、拷問等国際法違反の人権侵害に対する緊急行動の呼びかけ」)

(2) Vaclav Havel, K.M.Bondevik, Elie Wiesel, Failure to Protect : A Call for the UN Security Council to Act in North Korea, U.S. Committee for Human Right in North Korea, 2006. (「人道的保護の責任：国連安保理が北朝鮮に人道的介入を行なうべき理由」)

前者の「世界キリスト者連帯」という組織は、イギリスの国際弁護士・人権活動家エリザベス・バーサ氏が主催する組織です。後者の著者ヴァーツラフ・ハヴェル氏は元チェコ共和国大統領、K・M・ボンデヴィク氏は元ノルウェイ首相、E・ヴィーゼル氏は1986年のノーベル平和賞受賞者です。

前者は、北朝鮮の体制を逃れてきた犠牲者、元警備員、亡命者などの証言や数フィートに及ぶビデオや写真などによって、深刻な人権侵害が行われていることを明らかにし、国際社会に広くその事実を伝えて、北朝鮮の民衆の人権と正義の回復のための行動を訴えています。ここで明らかにされているのは、北朝鮮における深刻な人権侵害、とりわけ国家保衛部等による奴隷・強制労働、恣意的投獄、拷問、迫害、強制失踪、殺人、レイプと性暴力などの人道に対する犯罪が不断にそして大規模に行われていることでもあります。

## ■強制失踪は、「政治的敵」に対する逮捕

このうち強制失踪は、「政治的敵」に対する逮捕、拘禁、拉致からなりますが、当局はこの自由を剥奪しているという行為を決して認めず、失踪させられた人たちの所在と運命は杳(よう)としてわからない。逮捕・移送・投獄・拷問は、法と司法的保護の手続きなしで行われている。(UN General Assembly Resolution, 19 Dec. 2006; White Paper, pp.251-260, and Appendix I.) 証言者の首尾一貫した説明によれば、強制失踪は広範にして大規模であり、かつ政治犯の逮捕と行方を外部世界から完全に切り離すという意味で組織的に行われています。

さらにジェノサイドの可能性について調査し、50年代と60年代に宗教グループ、とりわけキリスト教徒に対するジェノサイドが行われたことを示す証拠があると

\*オヌマケンジ 専修大学教授(西洋政治思想史)

結論づけています。(関係法規・裁判 : ジェノサイド防止・処罰条約1948、国際刑事裁判所に関するローマ規程、ユーゴ国際法廷、ルワンダ国際法廷) 「ジェノサイド」とは、国民的、民族的、人種的、宗教的集団の全部あるいは一部を絶滅させようとしてなされる以下のような行為をさします。即ち、1) グループのメンバーの殺害、2) メンバーへの身体的精神的危害、3) メンバーの全部あるいは一部の身体的破壊を意図した生活条件を故意に課すこと(食糧・医薬品の剥奪)、4) 出生を防ぐための措置を課すこと、5) 集団の子どもを強制的に他の集団に移送すること、です。

キリスト教徒をターゲットに、その信仰は「主体イデオロギー」と両立しないという理由で、ジェノサイドの構成要件をなす攻撃が加えられたことを証明しております。メンバーに対して無差別的に、拘禁、非人道的な状態の監獄での生活、拷問、ある場合には恣意的な殺害を行うことは、ジェノサイドの意図を示しております。

### ■政治犯収容所の犠牲者の数は100万に上る

組織的な抑圧は、北朝鮮社会のあらゆるレベルで行われています。厳格な監視と宣伝の文化のために、表現の自由、とりわけ公然たる体制批判は許されません。このレベルの統制は、敵対者の家族はその敵対行為の故に3世代まで処罰せよという政策によって、政治的敵対者と看做された者とその家族に課せられる過酷な刑罰によって裏書されております。北朝鮮は、宗教的信仰者を含めて「政治的敵対者」というレッテルを貼られた者を収容する大規模な監獄制度を維持しており、囚人は、正しい逮捕手続きもなく司法手続きを踏むことも許されず、政治犯強制収容所に入れられ、外部世界との接触を絶たれて収容されています。収容所では、政治犯はほとんど餓死寸前という非人間的な状態に置かれています。彼らは強制労働を強いられ、拷問され、些細な違反を理由に、激しい殴打やその他の残虐、非人間的、愚劣な取り扱いでもって処罰されたのです。

第一次的証言に基づく計算によれば、数十万の政治犯が、ある者は即決処刑によって、他の者は非人間的な状態の結果によって死にました。さまざまな調査によれば、政治犯収容所の犠牲者の数は全部で100万に上るとされています。また北朝鮮当局は、公正な裁判基準を侵害して、監獄制度外でも無数の北朝鮮の人びとを処刑してきました。

中国に逃れて捕まった人は、拘禁所に入れられ、不当な取り扱いを受ける。妊娠して戻ってきた女性は、強制的に墮胎させられるか、出産したあとに赤子が殺されたりしました。

北朝鮮政府は、国民の大多数が食糧に接近することを妨げて、大規模な飢饉をもたらし、かつ深刻化させてきたことは周知の通りです。

過去数十年以上、北朝鮮当局は多数の外国人を拉致してきました。ほとんどは韓国人と日本人ですが、さま

ざまな国籍の人もおり、ヨーロッパから拉致された事例もさまざまあります。かなりの人が意思に反して北朝鮮に拉致されたままであり、多くの場合、その消息は知られていません。



### ■各機関の責任

情報機関、とりわけ韓国の機関は、亡命北朝鮮人の聞き取り調査で蓄積された多くの情報を持っていることが知られています。しかし彼らはその情報を正義のために用いるという姿勢を示してきませんでした。

国際法に対する犯罪については、直接その責任を負う者と命令する立場の者に対する国家責任と刑事責任を問う必要があるだけでなく、他の国際諸機関に対しても義務を課しています。各国は、条約と慣習法に従って国際法に対する犯罪を防止し処罰する責任があります。それゆえに、犯罪を行ったものを訴追し処罰するという観点から調査し、再発を防止する調査する責任を負っているのです。

国連は、国際法違反犯罪を防ぐための措置をとる責任をもっています。国連憲章は、国際平和と安全を維持し、人権を促進するという任務を国連に課しています。ルワンダのジェノサイドやその他の残虐行為を防ぐことができなかったことをうけて、国連諸機関はくりかえし国連の責任を強調してきました。安保理は深刻な国際法違反に回答する用意があると強調してきたし、事実、憲章第7章のもとで個々の制裁や調査委員会の設立、ダルフール問題の国際刑事裁判所への提訴を含めて必要な措置をとってきました。安保理は、国連は「各国当局が自国民をジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化そして人道に対する犯罪から保護することができない場合には、適宜断固とした措置をとる」ことによって、その「国民」を国際法違反から「保護する責任」をもつことを明確にしました。

(総会決議A/RES/60/1, Oct. 2005.)

北朝鮮でますます人権侵害の事例が増えている証拠は、広範な犯罪が「国家犯罪」として行われていることを示しています。北朝鮮当局自らが国際法に対する犯罪を行っているのです。国連が「保護する責任」(Responsibility to Protect)を果たすための行動が求められる状況であることは疑い得ません。

国連総会も、人権委員会の決議と国連北朝鮮人権状況特別報告官の報告に続いて、北朝鮮の人権侵害を非難してきました。北朝鮮は特別報告官に協力することを拒否し、彼の報告を承認することさえ拒否している現状に鑑みれば、関係する国連機関、とりわけ安保理が継続的な国際法違反から北朝鮮国民を保護するための有効な行動をとる時期であることは明確です。これまで国際法に対する重大な犯罪を防ぐことに失敗してきたことを考えれば、国連が断固とした行動をとることが重要であります。

安保理は、2006年の核・ミサイル実験に対しては

数次の決議と制裁によって対応してきました。しかし軍事的脅威にのみ焦点を合わせると、政治的抑圧体制とひどい人権状況から生じる国際的平和と安全に対する脅威を無視し、北朝鮮の抑圧制度こそ、そのような軍事的脅威がなんの反対もなく生み出されるという事実を見逃すことになりかねません。

国際法に対する犯罪が北朝鮮で行われてきたという「プライマ・フェイス・ケース」(明白なケース)に照らして、安保理を含めて国連は、人権侵害をやめさせる措置に加えて、国際的な調査委員会を設立すべきであります。その委員会には強力な権限が与えられ、人権侵害の性格と規模を明らかにするに必要な証拠を調査し、保護、正義を確保するためにはさらにもこのような措置を講じるべきかを勧告する任務が課されるべきであります。

### ■特異な弾圧制度は機能し続けている

本書は、結論として、北朝鮮は、数十年にわたって人権侵害を行ってきた特異な弾圧制度を作り上げたが、それは今日でもなお機能し続けていること、この体制の中核には北朝鮮版グラウグ(強制収容所)

が存在し、そこでは数十万の人びとが基本的権利を否認され、残酷な取り扱いを受け、拷問を受け、そして殺されてきたこと、そのような刑事犯罪の責任を問うのに利用可能な証拠は十分あること、グラウグならびに、より広範な刑罰・抑圧制度は、かなり長い期間多数の人びとをターゲットにし、国家政策に基づいて全国各地に組織的に設置されていることを訴えています。そして、この体制の一部として行われた最も深刻な人権侵害は「人道に対する犯罪」を構成していることを再度確認して、調査・報告を終えています。それは、1)殺人、2)根絶、3)奴隷・強制労働、4)強制的移送、5)投獄、6)拷問、7)迫害、8)強制的失踪です。それに加えて、レイプと性暴力行為による犯罪(人道に対する罪)が行われてきました。この女性に対する攻撃は組織的ではないが、証拠によれば広範に行われています。

つぎに、V・ハヴェル(元チェコ共和国大統領)、K・M・ボンデヴィク(元ノルウェイ首相)、E・ヴィーゼル(ノーベル平和賞受賞者)の訴えを要約して報告したいと思います。

(この続き、ふたつめの“V・ハヴェルらによる著書”で訴えている報告は、次号に掲載。)

=====



NO FENCEの活動は、皆様の会費や寄附で成り立っています。一刻も早く収容所から人々を助け出すために、どうぞこれからもわたしたちの活動を支えて下さい。(会費は5000円、カンパにも感謝。)

1. 貴党内で、北朝鮮の『強制収容所』問題について今迄に話し合う機会は？  
(1)なかった。 (2)少しはあった。 (3)よくあった。
2. 党として、北朝鮮の『強制収容所』問題をどう捉えていますか？  
(1)関心がない。 (2)分からない。 (3)重要課題だと思う。
3. 貴党内で、北朝鮮の『強制収容所』問題についてなんか取り組む予定は？  
(1)考えていない。 (2)分からない。 (3)ある。または積極的に検討したい。
4. 超党派で北朝鮮の『強制収容所』問題を考える会が出来たら？  
(1)参加しない。 (2)分からない。 (3)参加したい。又は関心がある。
5. NO FENCEの見解、「北朝鮮の『強制収容所』廃絶は、北朝鮮が抱える諸問題解決の鍵」という考え方には？  
(1)そう思わない。 (2)分からない。 (3)ある程度理解出来る。又はそう思う。
6. 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」第六条・第七条では、拉致問題以外に、“北朝鮮当局による人権侵害の被害者に対する適切な施策”や“北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するものとなるよう国際機関に対する適切な働きかけ”をするよう謳っています。北朝鮮の『強制収容所』はまさに、北朝鮮当局による人権侵害の最たるものですが、全くというほどその取組みが国内で行われているようには思えません。今後、北朝鮮の人権問題の改善のために、ひいては拉致や核問題等の解決のために、人権侵害の元凶である『強制収容所』廃絶に向けての取組みをしていくことに、貴党としては？  
(1)取り組む予定はない。 (2)検討する。 (3)取り組みたい。
7. 設問6での回答について、具体的にその理由やお考えを教えてください。